

支出命令書 (一般)

市長	副市長	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当者
**	**	**	**	**				
会計管理者	会計課長	課長補佐	係長	担当者	入力	財政課合議	検収者	
		**	**	**		**		

起票日	平成 29 年 4 月 12 日	所 属	080100 市議会事務局
年度	平成 29 年度	会 計	01 一般会計
予算区分	0 現年度		
科 目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事業	040000 議会調査研究事業	
	節	19 負担金、補助及び交付金	
	細 節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金 額	20,000 円	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認	
支 払 回 数	1 回	雇 用 保 険 料	0 円	源泉徴収確認	
負 担 行 為 額	600,000 円	そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認	
支出命令済額	20,000 円	控 除 額 合 計	0 円	通勤経路及び金額確認	
負担行為残額	580,000 円	請求書番号			
源泉支払内容	*****				

件 名	研究研修費 4/24~4/26 全国地方議員社会保障研修会 参加負担金
-----	-------------------------------------

摘 要	
-----	--

債 権 者 等	支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	平成 29 年 4 月 27 日
	住 所			
	名 称	市民トライネット代表者 高橋 登		
	役職等/氏名			
	銀行/口座			
	口座名義人		債 権 者 番 号	0 - 000004459 - 00

領 収	住 所		領 収 印	
	氏 名	市民トライネット代表者 高橋 登		

上記の金額を領収しました。平成 29 年 4 月 27 日

支 払 済

平成 年 月 日
泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為 確 認




伝票番号
29-000471
整理番号
29-000004-01

001
負担行為番号
29-000153

呼出番号



00003886

29 01 01-01-01 04-00-00 19-90-06

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	係員
覧								

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

平成29年 4 月 12 日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名 市民ネット
代表者名 高橋 登



政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交 付 請 求 額	20,000円		
内 訳	4/24～4/26 全国地方議員社会保障研修会 参加負担金		
支 払 先	大阪社会保障推進協議会		
予 算 科 目	研究研修費	交 付 残 額	580.000円
使 用 者 名	野田 悦子		

大阪社会保障推進協議会

事務局長 寺内順子

Tel06-6357-8662 fax06-6357-0846

osakasha@poppy.ocn.ne.jp

謹啓 議員のみなさまにおかれましては3月予算議会でお忙しくお過ごしと存じます。

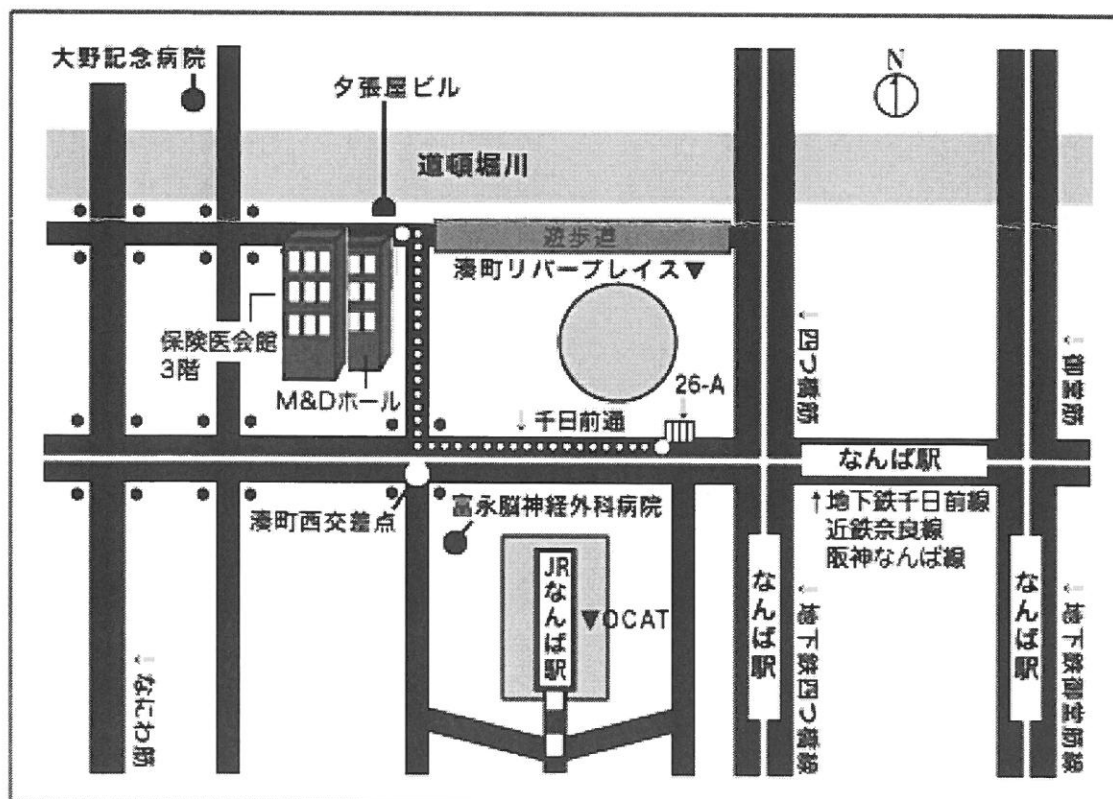
さて、この度は2017年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」にお申し込みいただきありがとうございます。大変遅くなりましたが領収書を本日送付いたします。

日程・企画・及び会場地図は以下です。会場はJR大阪駅からいらっしゃる場合は大阪駅桜橋口改札からでて、地下鉄四つ橋線西梅田駅から乗っていただき難波駅で降りていただくのが一番近く便利です。当日、みなさまのご参加を心よりお待ちしております。

【全国地方議員社会保障研修会企画】

日程	テーマ	講師
① 4月24日(月) 13時～17時	介護保険新総合事業と次期見直しの争点	日下部雅喜氏(大阪社会保障推進協議会・介護保険対策委員長)
② 4月25日(火) 9時半～12時半	子どもの貧困～現状の問題点と国・自治体施策	中塚久美子氏(朝日新聞記者)
③ 4月25日(火) 13時半～17時	生活再建のために～生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識	徳武聡子氏(司法書士・日本司法書士会連合会経済的困窮者の権利擁護部会部会員・生活保護問題対策全国会議事務局次長)
④ 4月26日(水) 9時半～12時半	公的債権・滞納処分の基礎知識と対処法	戸田伸夫氏(税理士)
⑤ 4月26日(水) 13時半～17時半	国保都道府県単位化最新情報と今後の争点	寺内順子氏(大阪社会保障推進協議会・事務局長)

【会場 大阪府保険医協会M&Dホール】



領 収 証

市議会議員 野田悦子

様 No. _____

¥ 20,000.-

但 全国地方議員社会保障研修会参加費

入金日 2017 年 2 月 17 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846

支出命令書 (一般)

市長	副市長	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当者
**	**	**	**	**				
会計管理者	会計課長	課長補佐	係長	担当者	入力	財政課合議	検収者	
		**	**			**		

起票日	平成 29 年 4 月 20 日	所 属	080100 市議会事務局
年度	平成 29 年度	会計	01 一般会計
予算区分	0 現年度		
科 目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事業	040000 議会調査研究事業	
	節	19 負担金、補助及び交付金	
	細節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金額	34,180 円	控 除	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認
支払回数	2 回		雇用保険料	0 円	源泉徴収確認
負担行為額	600,000 円		そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認
支出命令済額	54,180 円		控除額合計	0 円	通勤経路及び金額確認
負担行為残額	545,820 円		請求書番号		
源泉支払内容	*****				

件名	旅費 5/8 第24回地方×国政策研究会 参加旅費
----	---------------------------

摘要	
----	--

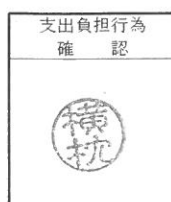
債権者等	支払方法	21 現金払	支払希望日	平成 29 年 5 月 2 日
	住所			
	名称	市民トライネット代表者 高橋 登		
	役職等/氏名			
	銀行/口座			
	口座名義人		債権者番号	0 - 000004459 - 00

領収	住所		領収印	
	氏名	市民トライネット代表者 高橋 登		

上記の金額を領収しました。 平成 29 年 5 月 2 日

支払済

平成 年 月 日
泉大津市 会計管理者 あて



伝票番号
29-000754
整理番号
29-000004-02

001
負担行為番号
29-000153



29 01 01-01-01 04-00-00 19-90-06

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	係員
覧								

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

平成29年 4 月 20 日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名 市民のらくネット
代表者名 高橋 登



政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交 付 請 求 額	34,180円		
内 訳	5/8 第24回地方×国政策研究会 参加旅費		
支 払 先	高橋 登		
予 算 科 目	旅 費	交 付 残 額	545.820円
使 用 者 名	高橋 登		

平成29年度

出張申請書

(出張)

会派名	市民トライネット		氏名	高橋 登				
出発・帰庁年月日		出発 29年5月8日		帰庁 29年5月8日				
出張先(順路) 衆議院第二議員会館 第1会議室(東京都千代田区永田町1丁目7番1号)								
目的及び用件 第24回地方×国政策研究会に参加								
区間	距離	運賃	料金	車賃	宿泊料	日当	食卓料	計
泉大津 (南海本線) 難波	km	円 440	円	円	円	円	円	円 440
" (地下鉄御堂筋線) 新大阪		280						280
" (東海道新幹線) 東京	556.4	8,750	特急料金 (のぞみ) 5,700					14,450
" (JR山手線) 有楽町								
" (東京メトロ有楽町線) 永田町		170				1日 3,500		3,670
(線) 復路		9,640	特急料金 (のぞみ) 5,700					15,340
(線)							計	34,180
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								

主管課用

平成29年度

領収書兼旅費明細書

(出張)

会派名	市民トライネット		氏名	高橋 登				
出発・帰庁年月日		出発 29年5月8日		帰庁 29年5月8日				
出張先(順路) 衆議院第二議員会館 第1会議室(東京都千代田区永田町1丁目7番1号)								
目的及び用件 第24回地方×国政策研究会に参加								
区間	距離	運賃	料金	車賃	宿泊料	日当	食卓料	計
泉大津 (南海本線) 難波	km	円 440	円	円	円	円	円	円 440
" (地下鉄御堂筋線) 新大阪		280						280
" (東海道新幹線) 東京	556.4	8,750	特急料金 (のぞみ) 5,700					14,450
" (JR山手線) 有楽町								
" (東京メトロ有楽町線) 永田町		170				1日 3,500		3,670
(線) 復路		9,640	特急料金 (のぞみ) 5,700					15,340
(線)							計	34,180
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								

右の金額領収いたしました。

平成 29 年 5 月 2 日

泉大津市会計管理者 殿

金額 ￥ 3 4 1 8 0

職名 市民トライネット

氏名 高橋 登



□決 裁

■ 供 覧

受 発 記 号 ・ 番 号				収 受 年 月 日		平成29年5月30日	
差 出 名		市民トライネット 高橋 登					
あ て 名		泉大津市議会議長				提出期限	
収 受 文 書 の 記 号				収 受 文 書 の 日 付		平成29年5月30日	
件 名		報告書					
議長		副議長		事務局長		次長	
							
主 管	次長補佐	議事調査係長		庶務係長		係員	
							
合 議							
処 理 上 の 意 見 及 び 注 意 事 項							
日 時：平成29年5月8日（月）							
出張先：衆議院第二議員会館 第一会議室（東京都千代田区永田町）							
目 的：第24回地方×国政策研究会に参加							

報 告 書

会派代表者

高橋 登

平成29年5月30日

泉大津市議会議長 殿

市民トライネット

出張者 高橋 登



下記により出張したので、その概要について報告いたします。

記

1. 日 時：平成29年5月8日（月）
2. 出張先：衆議院第二議員会館 第一会議室（東京都千代田区永田町）
3. 目 的：自治体議員政策情報センター主催による第24回地方×国政策研究会に参加させていただいた。

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用の在り方に関する研究会」が報告書をまとめたことで、全国的課題となっていた公務員の臨時非常勤職員の身分と雇用条件について、国からの基準が示されるのではないかと注目が集まっている課題と民間活力の導入とのかけ声の下で指定管理制度が施行されたが、行政業務がどのように運営されているのか！その実態と総務省の取り組みについて勉強させていただき、改めて本市の施策に寄与することを目的に研修させていただいた。

4. 報告内容

8日早朝、泉大津駅始発に乗り込み、新幹線で一路東京永田町衆議院会館へ向かった。午前9時30分に受け付けを済ませて10時からの開会に備えた。開会冒頭「第24回地方×国政策研究会」の会場設定等の労を取って頂いた高井たかし衆議院議員から丁重な挨拶を受けた後、さっそく一点目のテーマである「非正規」公務員の改革である「地方公務員法及び地方自治法を改正する法律案について」と題して、総務省自治行政局公務員部公務員課 木本光彌課長補佐から総務省から出された「報告書」の趣旨と内容及び解説がなされた。

今報告書の基本的な考え方として公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎に職員の身分を保障、安定的に職務に精励できるように報告書をまとめた

いう事であった。また、各地方公共団体にあつては、厳しい財政上の制約を前提に様々な工夫が重ねられているが、現在、全国で臨時・非常勤職員は約64万人おり、平成24年と比較しても約4万5千人増えている。性別では、女性が48万人で、臨時・非常勤職員の74.8%となっているとのことであった。職員の任用については、基本的には各地方公共団体で判断されるものだが、職務内容、勤務形態等と業務に応じ「勤務の定めのない常勤職員」「任期付職員」「臨時・非常勤職員」の明確に判断する必要がある、今回提案されている一般職非常勤職員制度の新たな仕組みにおいては、その職務の内容や責任の程度は、任期の定めのない常勤職員と異なる設定とすべきであると提言している。臨時非常勤職員の任用根拠については、①特別職非常勤職員（地公法第3条第3項第3号）②一般職非常勤職員（地公法第17条）③臨時的任用職員（地公法第22条）の法令等で定められているが、改めて任用根拠を明確にするよう要請している。一般職非常勤職員制度について、労働者性が高い者を類型化した上で、必要な任用上の取り扱い、服務規律、人事評価制度等を適用するとともに、給料・手当や休暇・休業研修などの必用な勤務条件を確保するための新たな仕組みを設けるべきであると提言している。各地方公共団体は、改めて任用根拠の適正化に努め新たな仕組みへの移行を進めるべきとしている。

特別職非常勤職員の任用に係る見直しについては、地公法の適用から除外されており、職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や勤務管理、業務遂行方法に労働者性の高い職については、特別職として任用すべきではなく、一般職として任用すべきである。と提言した上で、専門性の高い者等に任用の対象を限定することについて、立法的な対応を検討するか、通知等により解釈を明確に示すべきである。と提言している。

臨時的任用職員の任用に係る見直しについては、①緊急の場合②臨時の職に関する場合③採用候補者名簿がない場合等特例的任用である。と規定した上で、各地方公共団体においては、就けようとする職の職務の内容や期間等が、このような制度上の要件に該当するかを十分に確認して厳格に行うべきであり、その対象とならない場合には、一般職非常勤職員として任用することを検討すべきであると提言している。また、一般職非常勤職員の任用に係る見直しについては、特別職非常勤職員から一般職非常勤職員への移行については、教員や保育士などの一定の資格を有する職員を含めて行う事になるため特別職非常勤職員としては委員、顧問などの専門性の高い者等のみが存続することとなり、それ以外の職員はすべて一般職非常勤職員に区別されることになる。と解説されている。新しい制度は、会計年度での雇用を厳格化し現在全国各自治体がバラバラに任用されている現状を統一化していくことを目的としたものであるとコメントした。質疑応答では、各自治体の実態が総務省は把握していない、現在

長期に雇用されている非常勤職員の権利を奪い、職務の経験を無視しぶつ切り雇用を促進するものであるとの批判が続出した。総務省職員は各自治体の条例で工夫して頂きたいと質問に正面から答えることはなかった。

衆議院会館内での昼食をはさんで「指定管理者制度の実態と総務省の取組について」と題して総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 前田茂人課長補佐から指定管理者制度の状況について説明を頂いた。

「指定管理者制度」とは、地方自治法244条の2第3項で「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という）に当該公の施設の管理を行わせることが出来る。」と平成一五年に地方自治法の改正により導入されたものであり、3年間の移行期間を経て平成18年に本格的に施行されたものであるとの事であった。目的としては、「公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、出資法人とイコールドフットイングで参入することが出来るようにする。として具体的には「①民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上②施設管理における費用効果の向上③管理主体の選定手続きの透明化」を定めているが、本格施行から10年以上が経ち全国で指定管理が活用される中で、当初の目的が達成されているか、この制度が導入されて住民サービスが向上されたか？等々問題点が多く出されてきたことから各自治体での総括点検が求められているとの指摘がなされた。地方自治総合研究所の上林陽治氏からは、平成28年9月に発生した熊本地震では指定管理を受けている施設の借り上げなどで適切な措置が取られずに被害を最小限に食い止めることが出来なかったことから平時から協定（災害時の利用料金の取扱い等）を議論し、結んでおくことが重要との指摘があった。さらに、「選考で地場産業優先・労働者の実態把握がきちんと議論されているか」といった指摘があり、最低賃金を下回るような雇われ方をしている実態がある中で働き方の実態をチェックすることは非常に大切なことだとの指摘があった。また、官製ワーキングプア研究所代表 白石孝氏からも行政が指定管理に出す業務が歳出削減に重きを置いている実態があり、ワーキングプアをつくり出していることなどが報告された。閉会のまとめに立った元消費者長官の福嶋浩彦氏は、非正規職員の实態調査をまずしっかり行う事が大切であり、各自治体での条例制定に生かすべきと指摘されるとともに指定管理制度では、民間と行政との関係はどうあるべきかとの基本的な問題提起をした後、まず民間委託には「人件費削減」ではなく「質」を基準に考えるべきであり、「民間との対話で決める」提案型公共サービス民営化を紹介して閉会のまとめとした。

午後5時40分の東京発新幹線に飛び乗り帰阪の途に就いた。

5、所 見

年3回開催される「虹とみどり地方×国政策研究会」には、時間の許される限り参加してきたが、早朝から深夜に及ぶ日帰りでの研修であった。

今回は、全国的な課題であった公務員の「非正規職員」身分と待遇について国がようやく重い腰を上げたことは一定評価に値するものであるが、全国の実態については、あまり総務省も調査がされておらず、報告書のまま法制化されることで混乱が生じるのではないかと危機感を持った。このことに関しては、各自治体で十分研究工夫をしたうえで実態に合った条例制定にしていかなければならないことを痛感した。さらに「指定管理制度」では、ほとんど全国の実態が把握されていないばかりか、指定管理法の趣旨を踏み外した運用実態も明らかになっているなど、住民サービスの観点からも再度厳しいチェックが必要と実感した。今回研修させていただいた二つのテーマは、本市においても大きな課題でもあり、行政施策の改善にぜひ反映させていきたい。

以上